

事 務 連 絡
令和4年1月20日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化について

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知、令和2年5月13日一部改正）、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和2年4月23日付け消防救第103号消防庁救急企画室長通知）及び「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について（依頼）」（令和2年10月23日付け消防庁救急企画室事務連絡）等により、的確な対応をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況と同時に、一部の自治体においては、救急搬送困難事案が増加傾向である実態を踏まえ、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）あて「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」（令和4年1月20日付け厚生労働省医政局総務課、厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。以下「1月20日付け厚生労働省事務連絡」という。）（別添参照）が発出され、「即応病床等に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受入れることは可能」である旨が示され、「都道府県において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに支障のない範囲で、各医療機関における柔軟な病床の利用ができるよう最大限留意」するよう要請されました。

また、「コロナ疑い患者かそうでないかに関わらず、救急医療が必要な患者に対して適切に医療が提供できるよう、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」（「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け事務連絡））において、普段より地域において救急医療に携わっている医療機関、消防等の救急医療関係者と連携・協議していただき、更なる対策の推進が図られるよう取組」が要請されております。

つきましては、貴部（局）においては、1月20日付け厚生労働省事務連絡の内容に十分御留意の上、上記協議会において、貴都道府県衛生主管部（局）等の関係者との間での連携など必要な対応に努めていただきますとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小塩専門官、岡澤補佐、石田係長、吉岡事務官

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyuanzen@soumu.go.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況と同時に、一部の自治体においては、救急搬送受入困難事案が増加傾向である実態を踏まえ、即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて別添のとおりQ&Aを作成しましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、別添については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第13版）」（令和4年1月20日付け事務連絡）においても掲載していることを申し添えます。

昨今、一部の自治体において、救急搬送受入困難事案が増加傾向にある実態も踏まえ、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等を主訴とする患者（以下「コロナ疑い患者」という。）に対して、必要な救急医療が提供されるよう、本取扱いを含め、改めて医療機関に対して周知をお願いします。

さらに、コロナ疑い患者かそうでないかに関わらず、救急医療が必要な患者に対して適切に医療が提供できるよう、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」（「新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について」（令和2年5月13日付け事務連絡））において、普段より地域において救急医療に携わっている医療機関、消防等の救急医療関係者と連携・協議していただき、更なる対策の推進が図られるよう取組をお願いします。

（問い合わせ先）

病床確保料の取扱いについて

厚生労働省医政局総務課

Tel 03(5253)1111

（内線 2604/4183/2672/4060/2630/2651）

救急医療提供体制について

厚生労働省医政局地域医療計画課

Tel 03(5253)1111

（内線 2597/2556）

(別添)

問 実施要綱中「これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけない」とありますが、即応病床又は休止病床に救急患者を受け入れた場合、病床確保料の取扱いについて改めてご教示ください。

(答)

- 「これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけない」とは、病床確保料の支給対象期間が、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間(=当該病床に診療報酬が支払われていない期間)であることを明示したものです。
- したがって、即応病床等に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れることは可能です。救急の場合など、即応病床等に一時的に患者を受け入れて、その後、短期間で即応病床等ではない別の病床に当該患者を移し、再度即応病床化するといった事例が考えられます。都道府県において、新型コロナウイルス感染症患者の受入りに支障のない範囲で、各医療機関における柔軟な病床の利用ができるよう最大限留意してください。
- その際、病床確保料の算定に当たっては、G-MISなどを効果的に活用し、1日単位での患者の有無を把握して算定して下さい。